

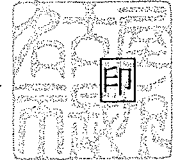
行政文書公開決定等期間延長通知書

30 観名管第 16 号
平成 30 年 4 月 12 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成 30 年 4 月 2 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	「名古屋城天守閣木造復元に向けた調査業務委託」（契約日 2017/9/26）の成果物（電子データを希望）
名古屋市情報公開条例第 11 条第 1 項の規定による決定期間	平成 30 年 4 月 2 日 から 平成 30 年 4 月 16 日 まで
延長する期間	平成 30 年 4 月 17 日 から 平成 30 年 5 月 16 日 まで
延長の理由	一時的な業務量の増大により名古屋市情報公開条例第 11 条 1 項に定める期間内の公開が困難なため。
備考	<期間の延長決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所管理活用課 TEL 052-231-2483

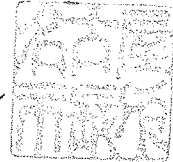
行政文書公開決定等期間延長通知書

30 観名保第 13 号
平成 30 年 4 月 13 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成 30 年 4 月 2 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託」成果物（電子データ） (1) 天守閣基本設計業務 (2) その他設計業務 (3) 調査業務 (4) 積算業務 (5) 施工技術検討業務 (6) 関係法令等行政手続き
名古屋市情報公開条例第 11 条第 1 項の規定による決定期間	平成 30 年 4 月 2 日 から 平成 30 年 4 月 16 日 まで
延長する期間	平成 30 年 4 月 17 日 から 平成 30 年 5 月 16 日 まで
延長の理由	公開請求のあった行政文書は、内容が複雑であるため、公開・非公開の検討に時間を要することから、決定期間を延長します。
備考	<期間の延長決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2481